

技術、美術、家庭科を合わせた形でおこなうことは妥当であろう。問題は第2階梯である。技術の系列はすっきりしたが、家庭科の流れはすっきりしない。また『教育評論』の表では第3階梯の家庭科は第2階梯の技術から発展するようになっているが、本文(上図参照)ではそうになっていない。私の提案したい事は、第2階梯の家庭を(技術、社会、総合学習で)とすべきで、この中でいままでの産教連家庭科部会の研究成果である、布を扱う加工、栽培から調理までの教材をとり入れるべきである。このことは、決して技術教育における生産技術の概念をうすめるものではない。また逆に、技術を挿入しなければ、第2階梯での家庭科は社会科学の側面のみになり、「家庭生活についての諸科学からの学習」という独自の論理の貫徹にならない。

以上でぼくの提案は終りですが、最後に男女差別における、技術・家庭科教育の差別のとらえ方について言及しておきたい。「生産技術の基礎にかかわる学習は、性別によって差別されるべきものではなく、憲法、教育基本法の規定によって当然男女共学であるべき」(産教連)や、「家庭科は女子だけということとは、主婦養成だけをめざす」(家教連)など、いずれも正しい指摘であるとおもう。し

かし、中学校で女子が技術教育を受けられないということは、女性の科学・技術労働への従事が阻まれているわけで、体制側の労働力政策であるという点、技術・家庭科で差別されているのは女性であるという点をはっきりさせる必要がある。その認識に立って、女子にもっとまともな技術教育をおこなうべきだ、できれば男女共学で質の高い技術教育を、できなければ、女子の時だけでもまともな技術教育をというとりくみがたいせつであろう。家庭科研究の重要な位置にいる方々でも、この点の視点が弱く、中央教育課程検討委員会の総時間(単位)について「技術の時間をもっと削って家庭科に廻すべきだ」という発言や、「あんなにむずかしい技術の内容を教える必要はない」(都教研での発言)などということになれば、男女差別反対の闘いも「木を見て森を見ない」ということになる。

注1.『子供の発達と労働の役割』民衆社、47ページ

注2.『家庭科研究』27号、28ページ、家教連研究部のまとめ

注3. 注1の46ページ

注4. 注2の30,31,32ページ

(文中のページ数は教育評論版のものです。)
(多摩市立東愛宕中学校)

教育課程改訂の動きをめぐって

佐々木 享

I

73年11月から小・中・高校の教育課程の改善問題を審議していた教育課程審議会が去る10月18日に「教育課程の基準の改善に関する基本方向について(中間まとめ)」を公表したので、教育課程問題に関してある種のみとおしがたつようになったように思われる。イギリスやアメリカでは国が教育課程の基準を決めるというような乱暴なことをしないから教育課程問題には柔軟な対応もできるが、わ

が国では、文部省が「国が決める」ことに固執しており、また少なからぬ人々がこれに馴れさせられてしまっているという事情があるので、教育課程に関する全般的な議論がおこりにくい状況がある。一般的にはそうだが、近年少しちがったきざしがみえ、教育課程問題が教師のみでなく、まだごく限られた人々にすぎないにしても、父母の間にまで関心を呼びはじめていることは、注目すべきことである。

教育課程問題が従来にならぬ広がりをもって多くの人々の関心と呼ぶに至った背景にはいろいろな事情があるが、進学率の全国平均が90%を超えるという状況に示されている広範な国民の教育への関心の高さがあることは否定できないだろうし、またこれは喜ぶべきことである。

ところで、今日教育課程に関連して話題にのぼっている問題は多岐にわたっているが、恐らくその中心問題の一つは、「高校生の学力問題」が契機となって露呈されてきた小・中学校の時期に生ずる「学力格差」やいわゆる「落ちこぼれ」「ついていけない子」をどうするかという問題であろう。

この問題に関する限り私の意見はかなりはっきりしたものであって、小・中学校の教育が1クラスに40名以上も詰め込んで行われ、しかも教師が今日のように雑務に追われていてじゅうぶんに授業に専念し切れないという状況にあるのでは、「ついていけない子」や「落ちこぼれ」が全く出なかつたらむしろ不思議なくらいなのではないか、と考えるのである。1クラスに30人以上もいたら、不可避免的に教師のこまかな配慮のとどかない子どもがでてくるし、また教師の側からみれば、子どものなかに学力の差が生じていることを発見し得ても、そのおくれをとりもどすための手だてを尽くす時間的余裕をつくりだせないままに、心ならずも家庭の力添えを訴えながら、「評定」だけはするという事になってしまふのではなからうか。それにもかかわらず、今日のわが国が一定の教育水準を維持し得ているのは、驚くべき悪条件のなかで働いている教師大衆の懸命な努力があるからだとみてよいのである。

この点に関して教育課程審議会の「中間まとめ」にみられる判断のはっきりしないことが気にかかる。現行の教育課程がある種の詰め込みになっていて、これが今日の「学力問題」の一つの原因をつくりだしていることは

確かだが、そうはいっても、かりに教育課程がいくらか改善されても、教育条件を改善しなければ「学力問題」の基本的な解決にならないことは目にみえている。私たちとしては、ほんらい教育条件を充実すれば解決できることまで教育課程の責めに帰してしまうことにならないように注意することが必要であるように思われる。

II

各教科科目にたち入った問題や高校教育課程の全般にわたる問題については別稿が用意されているので、ここでは、中学校の技術科につながるべき教科の問題に限ってのべよう。

まず、技術科の位置づけの問題について。「中間まとめ」の「各教科科目等の内容について」の叙述のくくり方をみると、「(6) 図画工作、美術、芸術(美術・工芸)」となっているいっぽうに、「(8) 家庭、技術・家庭、家庭一般」があり、技術科の位置づけのあいまいさが露呈している。技術教育が家庭科とこみで扱われ、他方で、図画工作科は技術科にもつながっているのだという位置づけがみられない。これでは工作教育の充実ははなはだ心もとないことを指摘しておかなくてはならない。

他方高校については、「職業教育を主とする学科以外の学科において、勤労にかかわる体験的学習の機会を拡充する必要にかんがみ、その趣旨に即した内容をもつ教材・科目を新たに設けることの適否や選択的に履修できる職業に関する各教科・科目の在り方等について検討する」という注目すべき叙述がある。これは、いわゆる「高校技術科」の構想に近いともみられるが、文面にみる限りは、「勤労ヲ尙ビ之ヲ愛好スルノ習慣ヲ養ヒ日常生活上有用ナル智能ヲ得シムル」ことを目的として1931年から旧制中学校に必須科目として新設された作業科を想起させるものである。作業科の内容は「園芸、工作その他の作業」とされたが実態は園芸に傾斜したものであっ

たことが知られており、1943年の改正ではいまでいう教科外活動に相当する「修練」のなかに解消されてしまった運命をもっている。こうした経過からいえば、私たちの主張は、高校に必修「作業科」を、ではなく、高校に必修「技術科」ということでなくてはならないだろう。

また、1960年の国民所得倍増計画の付属文書では、普通科のうちの就職コースに勤労に関する教科を設けるという構想がしめされていた。これは実現しなかったわけだが、私た

ちはこういう差別的な扱い方にも反対する必要があるだろう。

そんなことよりも大学受験一過倒の普通科がこのような構想を受け容れるかどうかの危惧の方が強いのかもしれないが、それならなお、中学校の技術科教育の基礎のうえに立ってこれを発展させるような、国民共通の教養としてふさわしい技術教育を高校教育のなかに正しく位置づけさせる、という要求をはっきりと提起することが、普通科教育の改善のためにも必要なのではないだろうか。

高校教育課程改革の動向

太田政男

いま、教育課程問題が大きな問題となっているなかで、高校教育課程の改革をどうすすめていくかがひとつの大きな問題となっている。

文部大臣の諮問機関である教育課程審議会は、10月18日「教育課程の基準の改善に関する基本方向について（中間まとめ）」を公表しているが、「大部分の青少年を教育する国民教育機関としての性格」をつよめている高校教育の教育課程問題が焦点のひとつとなっている。

それより先、日教組の委嘱になる中央教育課程検討委員会も、6月17日「中間報告・のぞましい教育課程のあり方」を公表しており、補章として「高校教育課程の改善について」を設けて高校教育課程問題を重要視している。

また、高校進学率が91.7%となった（75年4月）段階で、ますます切実になっている高校進学教育要求を実現するためにすすまられている高校増設運動のなかでも高校のなかみの問題である教育課程への関心がたかまり、国民的関心となっていることがしられる。

教育課程審議会の「中間まとめ」と中央教育課程検討委の「中間報告」の二つの文章を

よんでみて、現状の荒廃状況とその原因にたいする批判と反省という点において、また改革の基本方向において、両者はまったく異なるにもかかわらず、多くの点で文言上、あるいは形態のうえで類似していることに気がつく。そして、実はその「類似していること」のなかに両者の基本的なちがひがあることを注意しなくてはなるまい。

類似している点は、双方とも、小・中・高の一貫性をうたっていること、教育課程の「精選」をうたっていること、高校を「国民教育機関」として規定していること、すべての高校生に労働ないし技術の学習をあたえられていること、などがあるが、ここでは高校教育課程問題にしばって主として教育審議会の「中間まとめ」について、1、2の点をみてみよう。

まず、高校＝「国民教育機関」としている点である。文部省もすでにこの点については同趣旨のことを言明していたのであり、われわれにとって積極的に活用できる点ではある。しかし「まとめ」には、国民の教育要求の根拠と内実についての考察は欠けており、教育要求を歪曲していくおそれがある。高校＝「国民教育機関」としての考えから、高校1年